

平成29年度 在宅医療・介護連携推進支援事業

在宅医療・介護連携推進事業 プラン作成強化セミナー 資料より抜粋

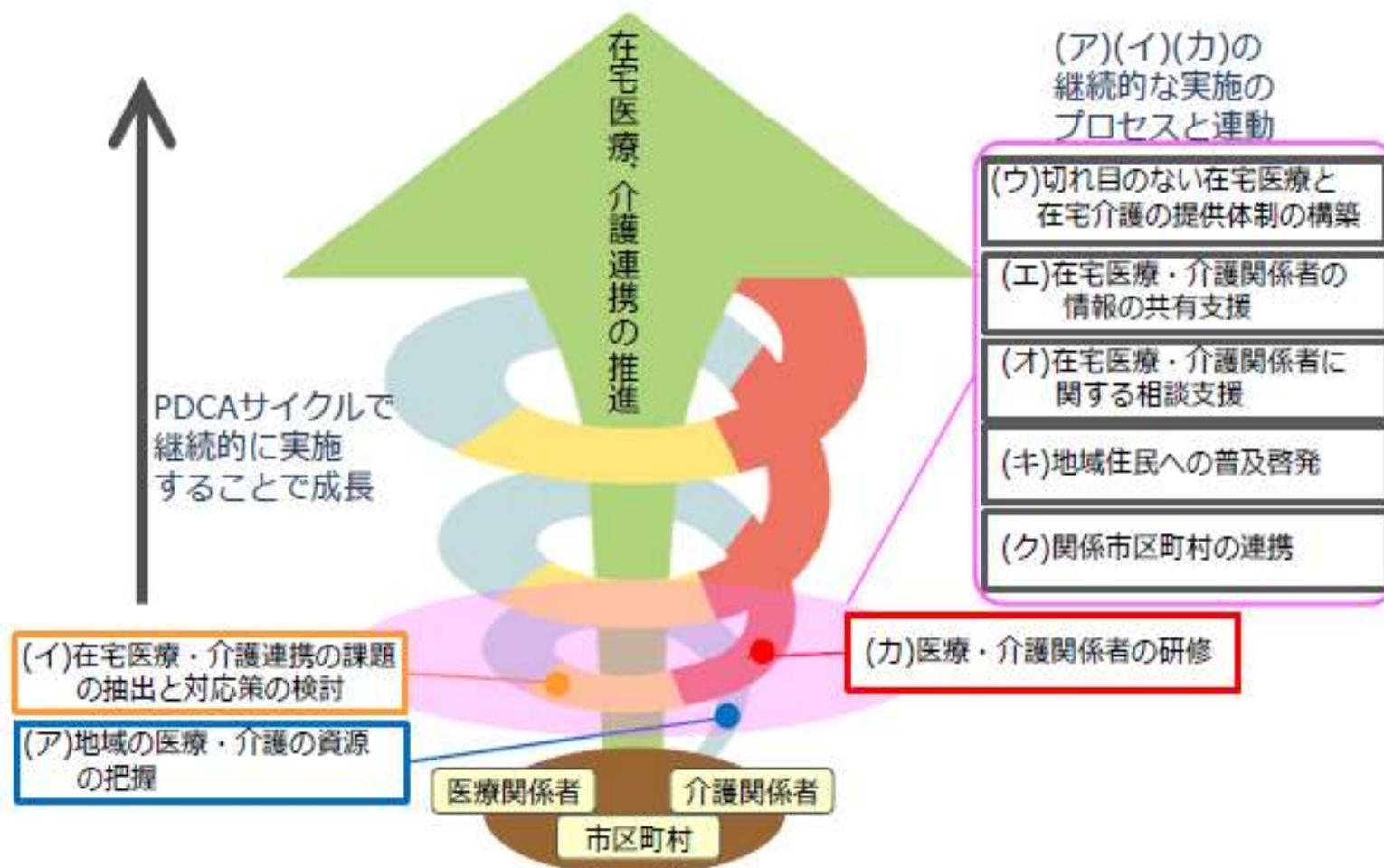
在宅医療・介護連携推進事業について

厚生労働省老健局老人保健課

在宅医療・介護連携推進事業の進め方のイメージ

出典：富士通総研「地域の実情に応じた在宅医療・介護連携を推進するための多職種研修プログラムによる調査研究事業」報告書の一部改変
(平成27年度老人保健健康増進等事業)

- 地域の実情という多様性の存在を前提としつつ、各地域における医療・介護提供体制のあるべき姿（目標）や進め方の全体像を関係者で共有した上で、各取組を一体的に行うことが非常に重要。
- 複数の主体が参加して体制を構築・強化していく過程は、常に参加者の認識の共有と合意、新たな知識の獲得や深化、意識変容、連携強化が行われ、その一連をもって体制構築・強化が行われるという正のスパイラルである。それを短期間に成し遂げるためには、漫然と取組を行うのではなく、戦略的に取り組んでいくことが必要。



在宅医療・介護連携推進事業における計画立案のプロセス（案）

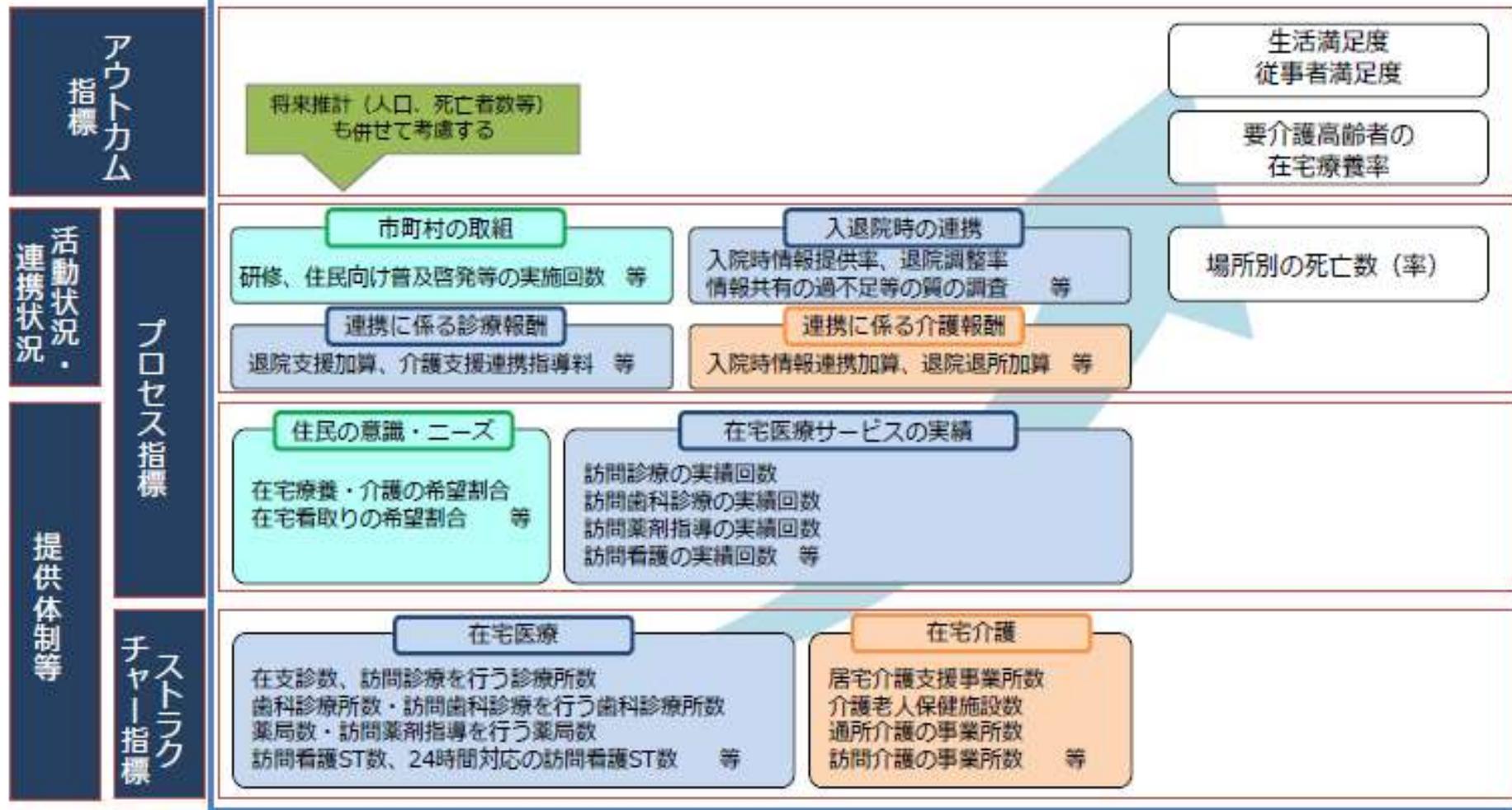
○ 計画立案のプロセスについては、「(ア) 地域の医療・介護の資源の把握」と「(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討」を活用して、地域の医療・介護関係者と連携しながら実施することが望ましい。



都道府県や医師会等の関係団体による市町村への支援

在宅医療・介護連携推進事業における指標のイメージ（案）

○ 地域の課題や取組に応じて、必要な評価指標を検討、選択することが重要。



※実績値は「後期高齢者1万人対」など人数比で把握するようにして、規模の異なる市町村間での横比較ができるようにする必要あり
参考) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061944.html>

出所) 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の実施状況および先進事例等に関する調査研究事業
(平成28年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業 野村総合研究所) 29

在宅医療・介護連携推進事業の手引き 改訂（案）の要旨

3 都道府県の役割についての改訂内容

○ 四 都道府県の役割について

- ・ 「在宅医療・介護連携推進事業に関する都道府県の市町村に対する支援」については、現行の手引きで記載されていた内容を包含しつつ、具体的な取組例を記載
- ・ 都道府県は、市町村における事業の進捗状況等を把握し、地域の課題等を踏まえ、手引きに示された市町村支援の取組例を積極的に実施することを検討
- ・ 都道府県は、都道府県医師会等と密接に連携しつつ、保健所等を活用しながら市町村支援を実施

現行

(1)都道府県内外の先事例の把握、情報提供

(2)医療機能情報提供制度等の医療・介護資源の情報提供

(3)「(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援」における相談や関係者調整担う人材育成等

(4)小規模市町村における「(力)医療・介護関係者の研修」や「(キ)地域住民への普及啓発」の共同実施

(5)全県的な普及啓発（パンフレットの作成等）

(6)「(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村間の連携」に対する支援

改訂内容

支援内容の充実と具体化

各事業項目に関する市町村支援の取組例

在宅医療・介護連携に係るデータの提供及び分析に対する支援

【(ア) (イ) に対する支援】

- ・ 在宅医療・介護資源や診療報酬・介護報酬のデータの提供
- ・ 地域の課題分析に向けたデータの活用方法に対する指導・助言 等

切れ目のない在宅医療・在宅介護の提供体制の構築推進に対する支援

【(ウ) に対する支援】

- ・ 医師会等と連携した医師のグループ制や後方病床の確保等の在宅医療の体制整備の取組や効果的な取組事例の情報提供 等

在宅医療・介護連携に関する相談窓口に対する支援

【(オ) に対する支援】

- ・ 広域的な相談窓口の設置に向けた関係機関の調整や相談窓口においてコーディネートを担う人材の育成 等

在宅医療・介護連携に関する関係市町村連携に対する支援

【(ク) に対する支援】

- ・ 市町村をまたがる入退院時の連携等、広域的な医療介護連携の取組 等

広域的に実施する市町村支援の取組例

在宅医療・介護連携推進事業の導入及び充実に向けた支援

- ・ 在宅医療・介護連携推進事業の企画能力向上に向けた事業担当職員（市町村・委託事業者等）の育成や先事例の情報提供
- ・ 複数市町村の共同実施に向けた関係市町村や医師会等関係団体との調整
- ・ 小規模市町村における「(力)医療・介護関係者の研修」や「(キ)地域住民への普及啓発」の共同実施 等

広域的に実施する医療介護連携の環境整備

- ・ 広域的に実施する個々の医療介護専門職種を対象とした医療介護連携のための人材育成
- ・ 広域的に実施する在宅医療や在宅介護に関する普及啓発 等

- 包括的支援事業(社会保障充実分)のうち、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業については、平成29年度末をもって、施行の猶予期間が終了し、全市町村で事業を実施することとなる。
- 猶予期間の終了を控え、事業の実施に関する基本的な考え方を整理すると以下のとおりである。

事業の実施に関する基本的な考え方

- 市町村において、①事業の実施のための予算の確保、②事業の実施要綱等を定め、③平成30年度内に実施要綱等に基づいた事業を実施する必要がある。
- このため、平成29年度においては、実施要綱の策定や、必要な予算の確保に向けた対応を進める必要がある。

【その他、各事業の実施に係る留意点】

在宅医療・介護 連携推進事業

- 平成30年度内には、在宅医療・介護連携推進事業について介護保険法施行規則に定める、いわゆる「(ア)から(ク)」の8つの事業項目のそれぞれを実施している必要があること。
- ※ 平成29年度末までに、地域の医療・介護関係者とともに、事業実施に係る計画の立案または見通しを立てておくこと。

生活支援体制 整備事業

- 平成30年度内には、第1層、第2層の全圏域において、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を行うこと。
- ※ 介護保険計画の第7期においては、地域の課題や資源の把握等を進めて、これを市町村と共有し、第8期の策定を行う際には、取組の成果を踏まえて、計画に盛り込む必要があるサービスを計画上で明確化すること。

認知症総合 支援事業

- 平成30年4月には、認知症初期集中支援チームを設置し、また、認知症地域支援推進員を配置している必要があること。
- ※ 認知症初期集中支援チームのチーム員は、平成29年度末までに「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講すること。(やむを得ない場合は、研修を受講したチーム員から受講内容を共有すること。)